

島根県

環境総合計画

2021～2030

概要版

地球温暖化、海洋プラスチック、食品ロスなど、国際的に対応が必要な環境問題が生じています。

島根県では、豊かな環境の保全と持続可能な活用を進めながら、こうした環境問題にも対応するため、今後10年間の県の取組をとりまとめた環境総合計画を策定しました。

その実現については、県民生活や事業活動での環境への配慮が不可欠です。県民や事業者の皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。



令和3年3月(令和7年3月一部改訂)

島根県

1. 基本理念・施策体系

島根県では、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を将来像に、「若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根」を目指し、島根創生に取り組んでいます（島根創生計画）。

地球規模での環境問題に関心が高まる中、豊かな自然と調和した生活環境は島根の強みであり、その持続可能な活用を進めることが、島根に暮らす人や訪れる人への魅力となって、この将来像の実現につながります。

そこで、この環境総合計画では「豊かな環境の保全と活用により、笑顔で暮らせる島根を目指す」ことを基本理念に、次の5つの柱で取組を進めていきます。

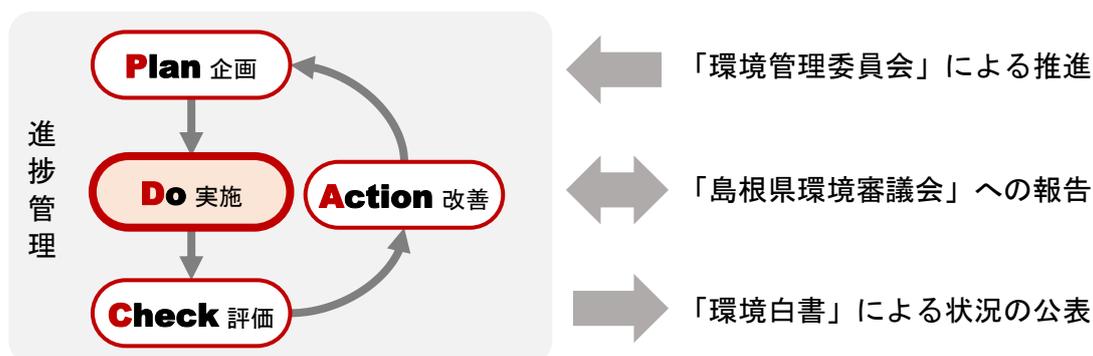


2. 推進体制・進捗管理

県の各部局を統括する「環境管理委員会」で連携しながら、総合的・効果的な施策の推進を図ります。

毎年度のPDCAサイクルを通じて施策の評価や必要な改善などを行い、その結果は「島根県環境審議会」に報告します。

市町村や関係団体・NPO等との連携・協働を進め、各施策の取組状況は「島根県環境白書」として公表します。



地球規模の環境をめぐる動き

地球温暖化と気候変動

人類の活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加によって、地球規模での温暖化が進行し、それに伴う気候変動が深刻化しています。

世界各国は「気候変動に関する国際連合枠組条約」などにより、温室効果ガスの排出削減や、気候変動による影響の回避・軽減に取り組んでいます。

海洋プラスチックごみ問題

世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されており、地球規模での海洋汚染による生態系などへの影響がみられています。

国連などでは、この問題を重要かつ喫緊の課題として議論が進められており、使い捨てプラスチックの生産や使用などを規制する動きが始まっています。

食品ロスの問題

世界には食料不足・栄養失調に苦しむ人々が数多く存在する一方で、まだ食べることのできる食品が日常的かつ大量に廃棄される「食品ロス」が問題となっています。

食品ロスは、食料生産に伴う多量のエネルギー消費や、廃棄時の運搬・焼却による余分な温室効果ガスの排出などを引き起こし、その削減は国際的な重要課題とされています。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

SDGsは、途上国、先進国共通の持続可能な社会づくり、すなわち環境保全、経済活動の発展、社会の向上を統合的に実現するための国際目標です。

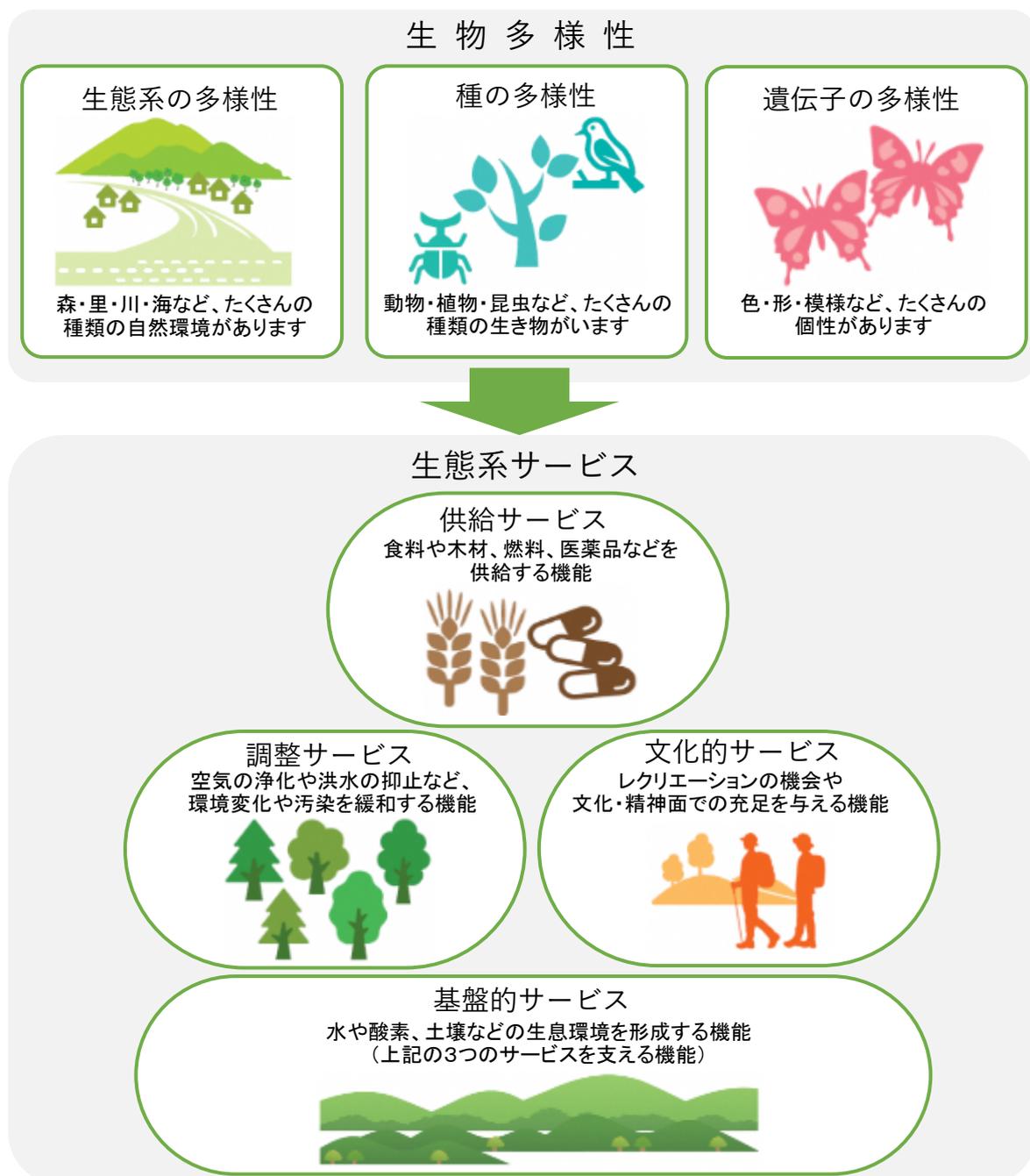
1 人と自然との共生の確保

地域に固有の自然があり、それぞれに多種・多様で特有の生物が生息し、それらがつながり合っていることを「生物多様性」といいます。

私たちは、生物多様性が織りなす自然環境から多くの恵み（生態系サービス）を受けて、今日の生活を営んでいます。

健全な自然環境は、私たちが豊かで文化的な生活を送る上でも欠かすことのできないものです。

しまねの豊かな自然の恵みを次代に継承し続けることができるよう、森・里・川・海などの保全と活用を進め、人と自然が共生する社会を構築していきます。



1 生物多様性の保全

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす自然の恵みに支えられています。野生動植物やその生息・生育環境を守り、豊かな生物多様性を保全します。

- 絶滅が危惧される野生動植物の「しまねレッドデータブック」への掲載や、希少野生動植物保護巡視員との協働により、積極的な保護と適切な管理に取り組みます。
- 保護育成会等との協働による自然環境保全地域の適切な保全や、マスメディアを活用した自然保護意識の醸成を進めます。
- 開発事業において、貴重な野生動植物等の保全など、自然環境への配慮がなされるよう取組を進めていきます。



2 自然とのふれあいの推進

自然環境への関心を高めていくことが、生物多様性の保全につながります。しまねの豊かな自然環境を、人と自然とのふれあいの場として活用します。

- 自然公園や拠点施設（三瓶自然館サヒメル、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアス）などを活かして、自然とのふれあいを増進します。
- 隠岐ユネスコ世界ジオパーク、島根半島・宍道湖中海ジオパーク、ラムサール条約湿地の宍道湖・中海などの自然環境を地域資源として人づくりや地域づくりに活かしていきます。



3 森・里・川・海の保全と活用

自然や景観に配慮した経済活動が、私たちの豊かな暮らしを支えています。森・里・川・海などの保全と活用により、地域の持続的発展を目指します。

- 農林水産業の担い手を確保し、農山漁村の持つ多面的機能を維持・発揮させ、森・里・川・海の保全につなげます。
- 棚田地域の保全活動や、都市と農山漁村の交流活動など、地域資源としての活用を進めます。
- 森・里・川・海が織りなす良好な景観の保全や、観光施策と連携した情報発信を進めます。



2 安全で安心できる生活環境の保全

私たちは、清らかな水やきれいな空気、それによってもたらされる大地の恵みを受け、今日までの暮らしを築いてきました。豊かな自然と調和した生活環境は島根県の強みです。

持続可能で快適な暮らしと生活環境を守るため、私たち一人ひとりが環境への関心を持ち、環境負荷の削減に向け、継続して取り組むことが求められています。

1 水環境等の保全と対策

私たちの命は、豊かで清らかな水や土の恵みによって育まれています。地域の人々とともに、水や土壌など、暮らしを支える環境を守ります。

- 県内の河川、湖沼、海域は、流域の下水道整備などが進み、近年はおおむね環境基準を達成しており、工場や事業場の排出基準の監視・指導などに、引き続き取り組みます。
- 有害物質によって土壌が汚染されると、長期的・広域的な影響を及ぼすおそれがあるため、法令に基づく適正な対応がなされるよう監視・指導を行います。



2 大気環境等の保全と対策

きれいな空気の中、穏やかで快適な生活空間が、しまねの魅力です。環境モニタリングの実施などにより、安全・安心な暮らしを守ります。

- 大陸からの影響が懸念される光化学オキシダントやPM2.5などについて、大気環境のモニタリングや迅速な情報提供を行います。
- 工場・事業場からの排出基準や、建築物の解体工事におけるアスベスト対策などについて、監視・指導を行います。
- 原子力発電所周辺において、環境放射線の常時監視や、住民への情報提供を行います。



3 化学物質の環境リスク対策

身近にある有害な化学物質について、正しい理解と対策が必要です。適切な監視・指導・情報提供により、安心・安全な暮らしを守ります。

- 人体などに悪影響のあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物について、法定の期限(高濃度のは2021年3月、低濃度のは2027年3月)までに適切に処理されるよう監視・指導を行います。
- ダイオキシン類について、公共用水域、地下水、土壌の濃度調査では、環境基準を達成しており、引き続き発生源に対する監視・指導を行います。



3 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などにより、大気中の温室効果ガス濃度が増加することが要因とされています。

温室効果ガスの削減に向け、先進国の削減目標を明確にした「京都議定書」（2008～2020年）につづき、2020年からは途上国を含めた「パリ協定」による国際的な取組が始まっています。

2020年10月には、我が国としても、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。県としても、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を長期的な目標に掲げ、国の施策を活用しながら取組を進めていきます。

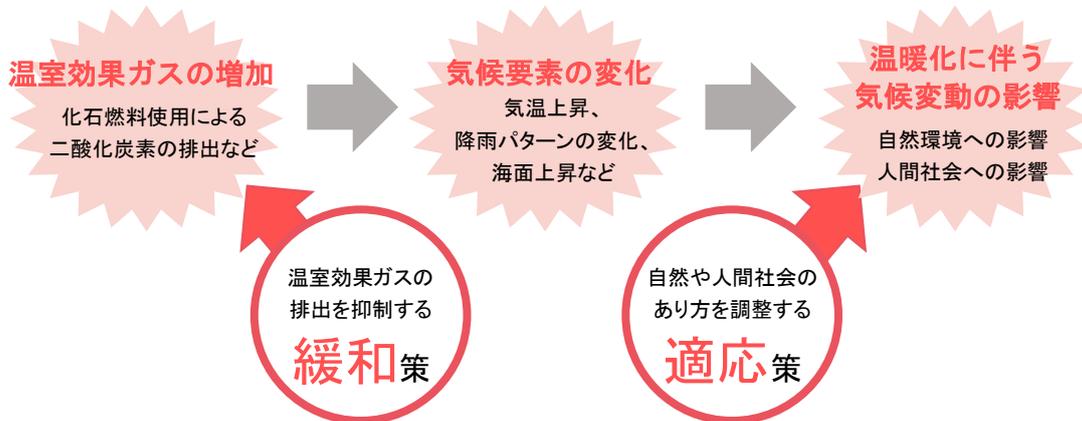
エネルギー		
消費量の削減目標	基準年 [2013年度]	目標年 [2030年度]
26%以上削減	61,808 TJ	45,756 TJ
2030年度の削減見込量（TJ）（注2）（注3）		
産業部門（工場等）	1,560（▲ 9%）	
業務部門（店舗等）	1,020（▲ 10%）	
家庭部門（一般家庭）	1,790（▲ 23%）	
運輸部門（自動車等）	2,370（▲ 14%）	
計	6,740（▲ 13%）	

温室効果ガス		
排出量の削減目標	基準年 [2013年度]	目標年 [2030年度]
39%以上削減 （注1）	739 万t-CO ₂	451 万t-CO ₂
2030年度の削減見込量（万t-CO ₂ ）（注2）		
省エネルギーの推進	70（▲ 11%）	
再エネ導入等による 電力排出係数低減	100（▲ 16%）	
計	170（▲ 27%）	

（注1）国と同様に、目標年の排出量から森林による吸収量を差し引いた実質排出量では、57%以上の削減となります。
 （注2）削減見込量は、新たな取組を行わない場合の2030年度時点の推計（2019年度からの将来推計）に対する削減量（削減率）です。
 （注3）TJ（テラジュール）は熱量を表す単位で、1TJで約28万kWh（約58世帯分の年間電力消費量）に相当します。

2つの地球温暖化対策「緩和と適応」

温室効果ガスの排出抑制（緩和策）とともに、温暖化に伴う気候変動による影響の回避・軽減（適応策）も重要となっています。



1 二酸化炭素等の排出削減

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量の削減が重要です。効率的なエネルギーの使用などの取組を推進していきます。

- 環境教育・環境学習や、官民連携の取組により、新技術や工夫による賢い省エネ・省資源や再エネ導入を働きかけていきます。
- 工場や店舗などについては、建物の省エネルギー化や、省エネ性能の高い設備・機器等の導入を促進します。
- 一般家庭については、持続可能なライフスタイルの実践、省エネ性能の高い電化製品の購入、省エネ住宅の普及を促進します。
- 自動車については、エコドライブなどの実践や、次世代自動車の普及を促進します。



		CO ₂ 排出削減に効果のある取組の例
事業者	産業部門 業務部門	省エネ性能の高い設備・機器等の導入 建物の省エネ化（ZEB化） 環境マネジメントシステムの導入やクールビズやウォームビズの推進
県民	家庭部門	省エネ住宅の普及（ZEH性能以上の住宅、適切な住宅リフォーム） 省エネ性能の高い電化製品（冷蔵庫、エアコン）等の導入 脱炭素につながる製品の選択やサービスの利用
事業者 県民	運輸部門	環境に配慮した自動車の利用（自転車や公共交通の利用、エコドライブ） 電気自動車・ハイブリッド車への買い換え

2 再生可能エネルギーの導入促進

地域のエネルギー資源の有効活用が、地域の活力向上につながります。温暖化対策と地域振興につながる再生可能エネルギー導入を進めます。

- 島根の地域資源を活かし、地域振興や産業振興につながる太陽光、風力、小水力、木質バイオマスなどを利用した発電や熱利用設備の導入促進や適切な維持管理を推進します。
- 県の施設等を活用した導入、避難所・防災拠点での導入、市町村等への技術支援など、行政としても率先して再生可能エネルギーの導入促進に取り組みます。
- 県民や発電設備業者に対する「太陽光発電に関するセミナー」や、小学生対象の「再エネ教室」などにより、県民、事業者、市町村、県が一体となって普及啓発に取り組みます。



再生可能エネルギー発電量の目標	基準年 [2013年度]	目標年 [2030年度]
約 2倍 増加	1,096 百万kWh	2,166 百万kWh (注)

(注) 1百万kWhで一般家庭の約200世帯分の年間電力消費量に相当します。

3 二酸化炭素吸収源対策

森林の適切な管理は、二酸化炭素の吸収にも大きな役割を果たします。豊かな森林資源を活かした循環型林業により、地球環境に貢献します。

- 「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を進め、適切に森林の整備を行うことにより、二酸化炭素の吸収源としての機能を高めます。
- 木材が炭素を固定化したまま有効利用されるよう、県産木材の民間建築物や公共建築物での利用を進めます。
- 森林ボランティアの育成や、県民の森づくり機会の創出など、県民参加の森づくりを推進します。



4 気候変動への適応

地球温暖化に伴う気候変動が、環境や暮らしにも影響を与えています。関係機関の連携により、影響の回避・軽減に向けた取組を推進します。

- 「島根県気候変動適応センター」を中心に、国立環境研究所や県研究機関等との連携を推進します。
- 県内外の気候変動の状況や、その適応策に関する情報やデータを収集・提供し、適応策の検討を促進します。
- 県民や事業者の適応が進むよう、情報提供や相談対応を行います。



	影響（予測される影響）の例	適応策の例
①農林水産業	高温によるコメの品質低下 回遊性魚介類の分布変化	高温耐性のある品種の導入・普及 漁獲状況・資源動向の変化の把握
②水環境・水資源	湖沼・ダム湖の水質変化の懸念 渇水による農業用水等への影響	モニタリングによる水質状況の把握 渇水時における対策の推進
③自然生態系	野生動植物の分布域の変化 外来生物の分布拡大・定着の懸念	野生動植物の生息・生育の実態把握 外来生物による被害拡大の防止
④自然災害	豪雨による土砂災害の増加 洪水につながる大雨の増加懸念	減災・防災対策の推進 浸水被害が予想される区域への対応
⑤健康	熱中症患者数の増加 病気を仲介する蚊の生息域の拡大	熱中症予防・対処法の普及啓発 デング熱等の感染症の予防対策
⑥経済活動・県民生活	風水害による事業活動への影響懸念 熱帯夜の増加などの生活への影響	事業継続計画(BCP)の策定支援 断熱性能の高い住宅の普及

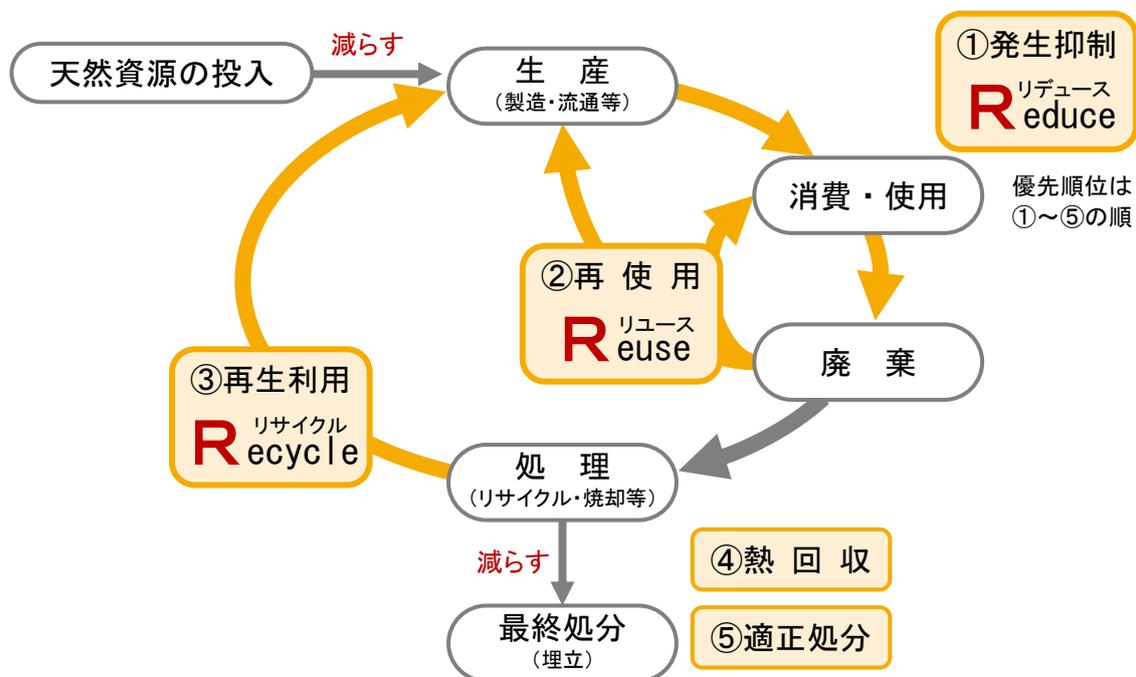
4 循環型社会の形成

私たちの社会は、大量生産と大量消費によって、経済的に大きく発展してきましたが、同時に大規模な資源採取による資源の枯渇、自然破壊、大量の廃棄物の発生、温室効果ガス排出による地球温暖化など、環境への影響が大きな社会問題となっています。

また、廃プラスチックによる世界的な海洋汚染や、まだ食べられる食品が廃棄される食品ロスの削減も大きな課題となっています。

これからは、「ごみ」を「循環資源」として再認識し、これまで「ごみ」として処分されていた有用な資源を、より「質」の高い循環的な利用により、何度でも、活かすことができる社会を目指す必要があります。

このような質の高い循環型社会の形成に向けて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）などや適正処理を推進していきます。



一般廃棄物の		
目標	基準年 [2018年度]	目標年 [2025年度]
排出量	239	215
10%以上削減	千t	千t
再生利用率	21.9	23
23%以上	%	%
最終処分量	21	18
14%以上削減	千t	千t

産業廃棄物の		
目標	基準年 [2018年度]	目標年 [2025年度]
排出量 (注)	1,544	1,788
16%以下の増加に抑制	千t	千t
再生利用率	62.9	63
63%以上	%	%
最終処分量 (注)	205	306
49%以下の増加に抑制	千t	千t

(注) 産業廃棄物の排出量及び最終処分量については、増加が予想されるため、その抑制を目指します。

1 3Rなどの推進

資源の有効利用や循環利用が、質の高い循環型社会につながります。
発生抑制、再使用、再生利用(3R)などに社会全体で取り組みます。

- 環境教育・環境学習や、官民連携の取組により、プラスチックの賢い利用など、県民や事業者による環境に配慮した取組を推進します。
- 廃棄物の発生抑制や再生利用等に関する基礎研究や技術開発、環境に配慮した経営などを支援します。
- 廃棄物の再生利用が進むよう、県内の優れたリサイクル製品の利用を促進します。
- 事業者や県民への指導・啓発により、自動車や家電などの法令に基づいた適切なリサイクルを推進します。



2 食品ロスの削減

まだ食べることができる食品の廃棄は、国際的にも重要な課題です。
食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着と、具体的な実践を促します。

- 食品ロスの約半分は家庭からのものであり、計画的な購入・調理、使い切りなど、日常生活における実践を促進します。
- 30・10運動（宴会の始め30分、終わり10分は食事に充てる）など、宴会や外食での実践を促進します。
- 社会全体での取組が必要であり、食品製造業や外食産業などにも協力を働きかけていきます。
- フードバンク活動への支援、食品廃棄物の活用促進（飼料や肥料、エネルギーとしての利用など）にも取り組みます。



3 適正処理の推進

環境負荷を少なくするためには、廃棄物の適正な処理が不可欠です。
不法投棄の防止や、安全で信頼できる処理体制の確保などを進めます。

- 排出事業者や処理事業者の指導、優良な処理事業者の育成に取り組みます。
- 市町村や警察などと連携した監視パトロール、監視カメラなどの設置により不適正処理を撲滅します。
- 市町村の一般廃棄物処理施設の整備・維持管理や、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理を進めます。
- 海岸管理者、市町村、地域住民等との連携により、海岸漂着ごみの円滑な処理を進めます。

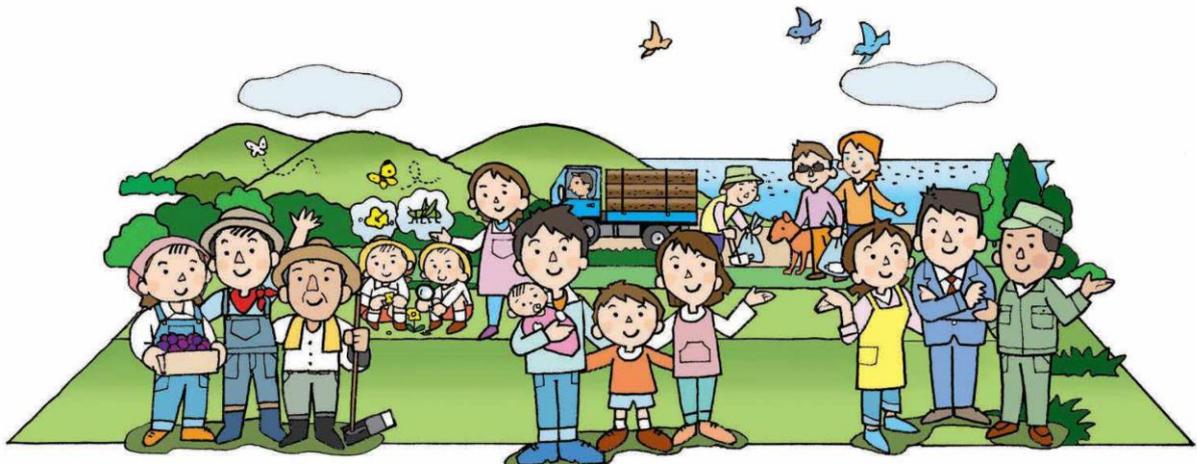


5 環境と調和した地域づくり

今日の環境問題の多くは、日常生活や経済活動によって生じていることから、誰もがそれぞれの立場で、主体的に取り組むことが求められています。

近年の環境問題への関心の高まりが、より実践的な取組につながるよう、環境教育・環境学習などを通じた人づくりを行うことや、官民連携により社会全体の取組に拡げていくことが必要です。

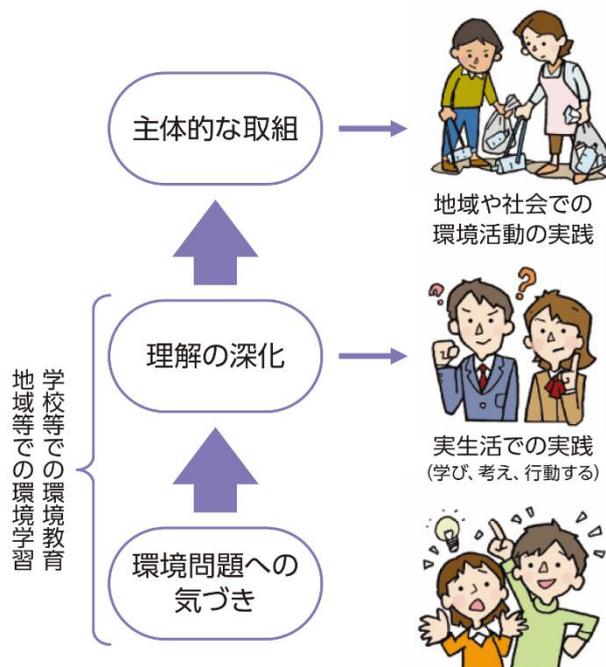
人口減少・少子高齢化が進む中で、人々に選ばれる地域となるよう、優れた環境を活かした持続可能な地域づくりを進めていきます。



1 環境に関わる人づくり

環境に関心を持つことが、自分の住む地域への愛着にもつながります。子どもの頃から環境問題への関心を高め、主体的な行動につなげます。

- 専門的な知識や豊富な経験のあるアドバイザーの派遣などにより、学校や地域・企業などでの環境教育・環境学習を支援します。
- 未就学児・保護者の体験学習や、学校等での実践的な学習を推進します。
- 環境活動に取り組む県内の高校生や学生との連携を進めます。
- 自然保護や環境活動に取り組む人材や団体を育成し、連携した取組を推進します。



2 社会全体での取組の推進

環境にやさしい活動は、社会全体で協力して取り組むことが必要です。行動につながる「見える化」など、官民で連携して実践を推進します。

- 脱炭素社会の実現などに向け、国の動向や関連施策の情報提供などを進めます。
- 環境に関する情報の「見える化」を進め、効果的な環境プロモーションにより、実際の行動に結びつけていきます。
- 環境に配慮した経営を促し、積極的に取り組む事業者の情報提供などを進めます。
- 事業者、関係団体、市町村などで構成する「しまねエコライフ推進会議」を設け、官民が連携して取組を進めます。

事業者部会：事業者、経済団体

生活部会：消費者団体・NPO、
地球温暖化防止活動推進センター、
地球温暖化防止活動推進員等

行政部会：県、市町村、国の機関



3 環境を活かした地域づくり

人口減少の中、地方の環境を活かした地域づくりが重視されています。豊かな地域資源を活かした持続可能な地域づくりを推進していきます。

- 「地域循環共生圏」^(注)の実現に向け、市町村や経済団体への情報提供を進めます。
- 企業のCSR（社会貢献）活動や、ESG（環境・社会・企業統治）投資を促進します。
- 循環型社会などを目指したビジネスを、技術支援や融資制度により促進します。
- 開発によって生じる環境影響などについては、環境アセスメント（影響評価）の実施など適切な対応を求めています。

(注) 国は、脱炭素化などグローバルな環境問題の解決も視野に入れ、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに自立・分散型の社会を構築しつつ、地方と都市、あるいは地方と地方が補完し支え合いながら、持続可能な地域社会をつくるという「地域循環共生圏」の創造を提唱しています。



持続可能な開発目標（SDGs）と島根県環境総合計画

島根県環境総合計画も、SDGsの理念を共有し、その考えを取り入れていくことが求められています。

SDGsの17の目標について、目標を構成する169のターゲットを踏まえて、計画の分野別施策を整理すると下表のとおりとなります。

環境総合計画 分野別施策		①	②	③	④	⑤	⑥
		貧困を無くそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
							
1	人と自然との共生の確保						
	1. 生物多様性の保全				◎		
	2. 自然とのふれあいの推進				◎		
	3. 森・里・川・海の保全と活用		○		◎		◎
2	安全で安心できる生活環境の保全						
	1. 水環境等の保全と対策			◎			◎
	2. 大気環境等の保全と対策			◎			
	3. 化学物質の環境リスク対策			◎			○
3	地球温暖化対策の推進						
	1. 二酸化炭素等の排出削減				○		
	2. 再生可能エネルギーの導入促進						
	3. 二酸化炭素吸収源対策						
	4. 気候変動への適応		○	◎			
4	循環型社会の形成						
	1. 3Rなどの推進			◎	○		
	2. 食品ロスの削減		○		○		
	3. 適正処理の推進			◎	○		◎
5	環境と調和した地域づくり						
	1. 環境に関わる人づくり				◎	○	
	2. 社会全体での取組の推進				○	○	
	3. 環境を活かした地域づくり	○	○	○	○	○	

◎：施策と直接関連するターゲットがあるもの ○：施策と関係するターゲットがあるもの

⑦ エネルギーをみんなに そしてクリーンに	⑧ 働きがいも経済成長も	⑨ 産業と技術革新の基礎 をつくらう	⑩ 人や国の不平等を なくそう	⑪ 住み続けられるまち づくりを	⑫ つくる責任つかう責任	⑬ 気候変動に具体的な 対策を	⑭ 海の豊かさを守ろう	⑮ 陸の豊かさも守ろう	⑯ 平和と公正をすべての 人に	⑰ パートナーシップで 目標を達成しよう
				◎		◎	◎	◎		
	◎			◎		◎	◎	◎		
	◎			◎		◎	◎	◎		
		◎		◎	◎		◎	◎		
○		◎		◎	◎		◎	○		
		◎		◎	◎		◎	◎		
◎		◎			◎	◎		○		
◎		◎			◎	◎		◎		
○		◎		◎		◎	◎	◎		
		○		◎	◎		◎			
		○		◎	◎					
		○		◎	◎		◎			
				◎	◎	○				
	◎		○	◎	○	○	◎	◎	◎	
◎	◎		○	◎	○	○			◎	

直接該当するターゲットはありませんが、パートナーシップで目標の達成を目指します

島根県の環境に関する情報は、
県ホームページで提供しています。



地球温暖化対策、循環型社会形成などについては、
県環境政策課のホームページをご覧ください。



島根県 環境生活部 環境政策課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL : 0852-22-6379

E-mail : kankyo@pref.shimane.lg.jp URL : https://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/